

令和8年度 部活動指導員募集要項

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動に係る指導全般 ・大会等の引率
募集人員	14名
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方 部活動指導に関する専門的知識を有する者</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 4 (令和8年12月25日までに施行予定の)学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第4項に規定する「教員等」においては、同条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」
勤務時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務日数 週5日以内 2 勤務日 学校の長が指定した日(原則、平日4日以内、休日1日以内) 3 勤務時間 学校の長が指定した時間(原則、平日2時間以内、休日3時間以内とします。) ※ 所定勤務時間を超える勤務は、学校での練習においては原則としてありませんが、大会引率(年4回程度)の際は7時間45分を超えない範囲で割振りを行います。 4 休暇 年次有給休暇、特別休暇(有給・無給)
勤務地	部活動指導員が配置された県立学校
任用期間	<p>令和8年5月上旬から令和9年3月末まで</p> <p>※ 任用開始日が5月上旬以降になる場合もあります。</p> <p>※ 採用後、原則として1月間は条件付採用期間となります。</p>
報酬支払日	原則として毎月7日(毎月末日締切翌月支払)
報酬等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる報酬 時間額：1,760円 2 加えて支給される報酬 無 3 期末手当 無 4 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。
退職金制度	無
加入保険等	災害補償制度の適用あり。
住宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書等(写真貼付、学歴及び職歴、志望動機を明記。)により、下記宛先まで持参又は郵送にて提出してください。(応募期間：令和8年4月17日(金)午後5時15分まで。) ※ 郵送の場合は、令和8年4月16日(木)必着とします。 ・書類選考の上、順次、面接日時等を連絡します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・応募期間にかかわらず、採用者が決定次第、募集を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。 ・選考の経過などについての問い合わせには応じられないものがありますので、あらかじめ御了承ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた応募に関する個人の情報は、本募集・採用に関することにのみ使用し、応募の秘密については厳守します。 ・部活動の指導に当たっては、「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を遵守した上で行うこととします。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、翌年度及び翌々年度において、公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い、再度任用されることもあります。 ・学校敷地内では、禁煙です。

書類提出先及び問合せ先
勤務を希望する県立学校又は
〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県教育庁保健体育課
学校体育安全係
Tel.099-286-5314

【参考】

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)
(定義)

第二条(略)

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの